

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	池田市国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険給付に関する事務及び国民健康保険賦課徴収に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	池田市国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険制度は、当初は農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設され、他の医療保険に属さない者すべてを被保険者としている。国民健康保険法第5条において「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」とされ、一方で被用者保険や後期高齢者医療制度等の被保険者は適用除外(同法6条)とされていることから、国民すべてが何らかの公的な医療保険に加入する「国民皆保険」を実現している。 国民健康保険(市町村国保)は、都道府県と市町村がともに行う医療保険で、その区域内に住所を有する者を被保険者とし、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、その財源となる保険料の賦課徴収を行う。都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収及び保健事業等を行う。 国民健康保険の被保険者に関する疾病及び負傷についての給付には、療養の給付、療養費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費等があり、出産に対しては出産育児一時金、死亡に対しては葬祭費の支給を行う。 国民健康保険の主たる財源は国民健康保険料であり、都道府県からの交付金や保険基盤安定制度などの法律に基づく公費負担を除く国保事業の財源は、この保険料で賄うことが原則である。国民健康保険料については、国民健康保険法第76条第1項において、「市町村は、(中略)国民健康保険事業に要する費用に充てるため(中略)保険料を徴収しなければならない」と規定している。 国民健康保険料は、医療費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金の財源となる後期高齢者支援金分、介護納付金の財源となる介護分で構成され、国民健康保険料は、応能割と応益割の合計で算出し、応能割として所得割、応益割として平等割と均等割が在る。 国民健康保険に関する主な事務は、 ①当市国民健康保険運営協議会の庶務を行う。 ②国民健康保険に係る国庫支出金及び県支出金の交付申請並びに精算手続を行う。 ③国民健康保険の広域化に係る施策を計画し実施する。 ④国民健康保険に係る調査及び統計に関する事務を行う。 ⑤国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)を行う。 ⑥国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)を行う。 ⑦国民健康保険料を賦課し、及び徴収を行う。 ⑧口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 ⑨過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。 ⑩国民健康保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事務を行う。 ⑪国民健康保険料の減免を行う。 ⑫国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を行う。 ⑬国民健康保険に係る保健事業を行う。 ⑭オンライン資格確認等システムにおいて資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。 市町村は、国民健康保険法、地方税法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)。 ②国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)。 ③国民健康保険料の賦課及び徴収。 ④国民健康保険料の過誤納に関する還付・充当。 ⑤国民健康保険料の滞納処分及び不納欠損。 ⑥国民健康保険料の減免。 ⑦国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務。 ⑧国民健康保険に係る保健事業。 ⑨法令等に規定された業務及び機関に対する医療保険給付関係情報の提供及び移転。 ⑩オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得に関する事務。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、宛名管理システム		
2. 特定個人情報ファイル名			
・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル			
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44の項、 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項、 番号法第9条第2項、 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項 別表(改正予定)		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携			
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項など (2、3、6、13、42、48、56、65、69、70、83、87、115、120、131、158、161の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項 (69、70、71の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第一(73の2)(J-LIS照会による本人確認)		
5. 評価実施機関における担当部署			
①部署	池田市福祉部国保・年金課		
②所属長の役職名	国保・年金課 課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	池田市総合政策部広報広聴課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	池田市福祉部国保・年金課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111		
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した	
適用した理由			

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施)

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の発効・失効をはじめとした管理を行っているので十分であると考えられる。	